

ミャンマー中銀の支払決済システム構築 ——現状、課題と展望



独立行政法人国際協力機構（JICA）
ミャンマー国 資金・証券決済システム近代化プロジェクト



乾 泰 司 チーフアドバイザー（写真上）
向 井 直 人 業務改善専門家（写真左）
川 畑 博 司 システム管理／業務調整専門家（写真右）

本稿は、後述の参考文献等、多くの方々からの情報を引用しているものの、文中で示された内容や意見は、筆者（JICA 専門家チーム）に属するもので、ミャンマー中央銀行、JICA、他の如何なる機関の公式見解を示すものではない。

1. はじめに

ミャンマーは、1948年にビルマ連邦として独立後1960年頃までは、木材、米、宝石などの産地として東南アジア有数の豊かな国として知られていた。1962年の軍事クーデターにより社会主義的政権に移行したものの1960年代は、ウ・タント第3代国連事務総長を輩出するなど国際的にも認められる存在であった。一説には、1965年に独立したシンガポールのリー・クアンユー首相がランゲーン（現ヤンゴン）をモデルとして都市造りをしたいと言ったほど発展していたと伝わっている。しかし、主要産業の国有化や閉鎖的な経済政策により徐々に国力が低下し、その後、長らく経済が停滞することとなった。1987年には、国連から開発途上国の認定を受け1988年には、政権退陣を求める民主化デモなどにより社会主義政権が崩壊するとともに軍事クーデターが起り軍事政権に移行した。この軍事政権が1989年にビルマ連邦からミャンマー連邦と国名を変更したことにより、現在（2010年以降）のミャンマー連邦共和国となった。国連など国際機関や日本は、国名としてミャンマーを使っているが、諸外国の中には軍事政権

が命名したことから未だにビルマを使っている国もある。このような中、2010年の総選挙、2011年の民政移管、新政権による様々な分野での経済改革により、外国投資が活発化、急速に発展し、現在も発展し続けている状況と言える。また、ミャンマー政府の民主化の進展が国際社会から評価され、経済制裁が順次解除されたことも経済発展を後押ししている。このようなミャンマーの2012年以降の発展に日本政府が貢献したことは言うまでもない。日本政府は、新政権の民主化への取り組みを受け、2012年4月に経済協力方針を変更し、改革の成果をより広範な国民が実感できるように取り組む協力方針を掲げ、それまで基礎的生活分野に限定していた支援分野を拡大し、経済成長を促進するインフラ分野を加えて、円借款を含む本格的な支援を再開した。係る方針の下で独立行政法人国際協力機構（JICA）が広範囲な分野で援助事業を実施している。

2. ミャンマー中央銀行資金・証券決済システム（CBM-NET）の概要

（1）現在の主なシステム

2013年10月に贈与契約を締結した「中央銀行業務ICTシステム整備計画」および2014年2月に開始した「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」も、上記の基本的な方針に沿っ

て進められてきた。これらの成果として、2016年1月にミャンマー中央銀行の支払決済システム、CBM-NET（Central Bank of Myanmar Financial Network System）が稼働開始し、同時に、同中銀職員の決済システム運営能力・ITリテラシーが急速に向上した。

このCBM-NETにより、従来、書面による手作業で行っていた中央銀行当座預金の入金・引落、口座振替、国債の振替、利払・償還といった業務をオンライン端末から入力できるようになった。具体的には、中央銀行が提供する大口決済システムの基本的な機能である、①即時グロス決済（RTGS）、②国債振替決済、③与信担保管理等の機能をCBM-NETにより提供。RTGSとは、real time gross settlementの略で、ミャンマー中銀が、銀行の銀行として市中金融機関の間の資金決済を一件毎に中央銀行の当座預金口座間の振替により決済リスク無しに行うことができるものである。国債については、物理的な券面の保有により所有権が確定していた従来の方法から券面を廃止（無券面化）し、中央銀行（CBM-NET）内のデータベースの記録により所有権が確定する振替決済システムを導入した。このような機能を提供する仕組をCSD（Central Securities Depository）と呼ぶ。これにより国債の売買（所有権の移転）が容易となり、これまで未整備であった債券市場の育成も展望できるようになった。また、与信担保管理機能の整備により、今後、国債を担保にした資金提供が可能となり、金融市場育成に寄与することが期待される。

更に、参加先金融機関のシステム化の進展に合わせ、本年2月には、CBM-NET 端末と市中金融機関のシステムを直接ネットワークで接続しデータのアップロード・ダウンロードをオンラインで行うことを可能とした。このように、参加先の要望に合わせ効率化を図っている。

(2) 拡張計画の概要

前述のとおり、ミャンマーの経済成長は目覚ましいものがあり、金融分野も急速に発展しつつある。具体的には、大手の市中金融機関は、ICT（information and communication technology）による効率化を進め、行内システム（コアバンキ

ングシステム）を導入すると共に、それに併せモバイルバンキング・ペイメントといった新技術・新サービスを取り入れている。実際、ミャンマーでの、最近のモバイル技術の発展は目を見張るものがあり、携帯電話の普及は、既に100%を超えている状況である。このように、市中の発展と金融機関のシステム化が呼応し、サービスの高度化が進んでいる。一方、リテールの支払決済システムインフラが未整備のため、モバイルバンキングでは、同一の金融機関での口座間の振替は可能であるが、他行振込はできないといった状況であり、支払決済インフラの一層の整備が望まれている。

このような状況に対応するため、現在、同中央銀行が提供する支払決済システムであるCBM-NETを、急速に発展するミャンマーの金融経済事情に対応し、世界的見地からもトップレベルの決済インフラに拡張する「金融市場インフラ整備計画」を進めており、2020年第一四半期に稼働開始する予定である。以下、その概要および今後の展望について紹介したい。まず、CBM-NETの主な機能および周辺のサービスの概観（イメージ）を、図表1に示す。

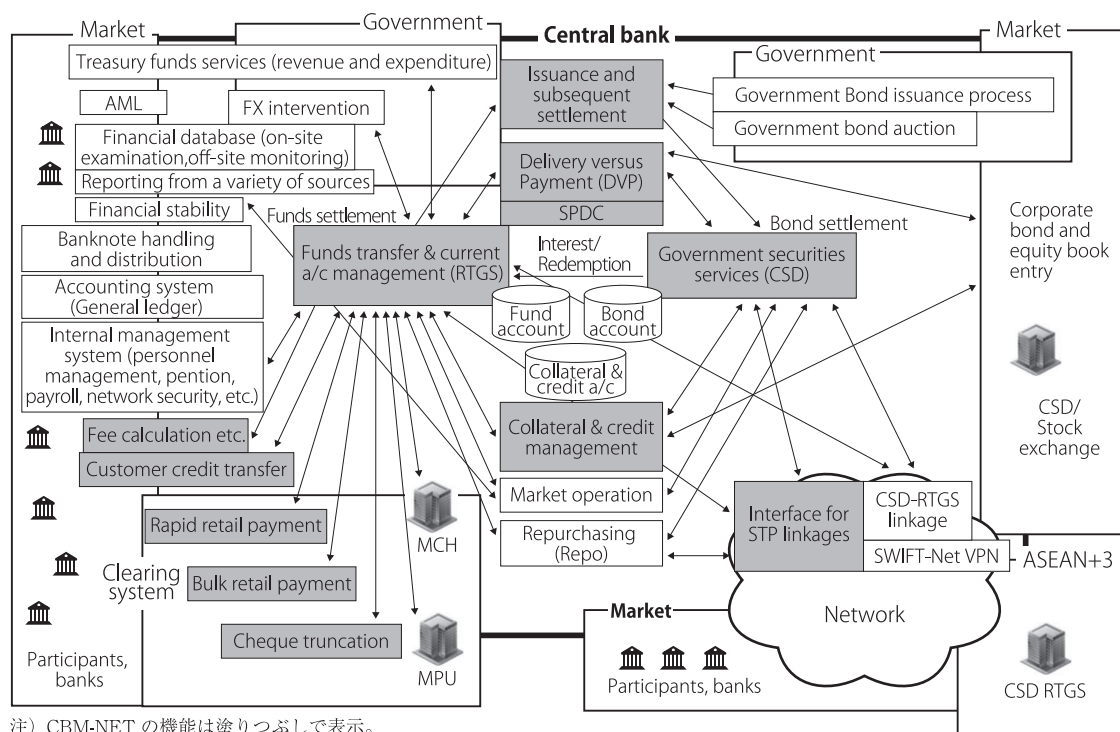
また、CBM-NETを拡張・高度化するに際し、筆者が、重要と考えている基本的な事項を列記すると次の通りである。

- a) 参加先金融機関にとって、より使い易い支払決済システムとすること
- b) 信頼性、安定性、安全性の高いサービスを提供すること
- c) 最新技術の利用、最新サービスの提供に努めること
- d) ミャンマーの金融市場インフラとして中央銀行業務運営に資すること
- e) ミャンマーにとって最も良い支払決済システムの構築に努めること
- f) ASEAN および ASEAN+3 といった地域社会の一員としてミャンマーがグローバルな金融市場育成に貢献できるシステムとすること

ただし、参加先金融機関およびミャンマー国民を利する場合には、国内市場慣行を尊重すること

- g) BIS（Bank for International Settlement）、

図表 1 CBM-NET の主な機能および周辺のサービスの概要（イメージ）



注) CBM-NET の機能は塗りつぶしで表示。

CPMI (Committee on Payment and Market Infrastructures) が取り纏めた「金融市場インフラのための原則 (PFMI: Principles for Financial Market Infrastructures)」に準拠すること

上記のとおり、基本的な考え方に沿い、現在拡張計画を検討中である。また、ミャンマーに合った支払決済システムの提供の一例として、モバイルバンキング・ペイメントの普及を受けたリテールペイメントの整備が挙げられる。従来の銀行間の資金決済、国債の振替決済、与信担保管理、といった中央銀行が提供する典型的な機能 (HVPS: high-value payment system) に加え、市中金融機関に企業や個人が開設する顧客口座間の資金移動についても、銀行間を接続する支払決済システムをミャンマー中央銀行が提供することにより、相手先銀行を問わず業務後の遅い時間でも送金できるようにする、といったサービスレベルの向上に努める方針である。

顧客口座間の送金といったリテール取引は、通常先進国では、中央銀行ではなく、銀行協会といった中立的な民間の機関が提供することが多

い。しかし、ミャンマーのような開発途上国では、中央銀行が中立的な存在として、小口の支払決済システムを含め提供することにより、社会コストの低減や、急速に発展する金融経済面からの需要に応えられるといった利点がある。

拡張後をイメージした資金決済に係る主な取引を図表 2 に示す。

また、これらの取引についての概要は、次の通りである。

- ① 当座預金口座入金・引落取引 (CBM transaction) とは、ミャンマー中銀が提供する業務で、例えば銀行券や小切手の受払に伴う処理である。
- ② 国債資金同時受渡取引 (T-bond/bill Transaction) は、国債と資金の決済を同時に行う取引 (DVP: delivery versus payment) であり、ここでは、DVPに伴う資金側の決済処理を示している。
- ③ 当座預金口座振替取引 (Bank Transfer) は、当座預金口座を使った参加先金融機関の間の資金決済に使われる。
- ④ 顧客口座間の振込 (CCT: Customer credit

図表 2 資金決済に関する主な取引

Retail Payment	High-Value Payment	By CBM	① CBM transactions: deposit/withdrawal of banknote and check/bill etc.	RTGS	Settlement by CBM
			② T-bond/bill transactions: cash leg of DVP including SPDC		
			③ Bank transfers: funds transfer between participants with LSF		
			④ CCT: funds transfers for customers, queued with LSF		
	⑤ ACH RRP: almost real time payment between customer accounts		DTNS		
	⑥ ACH BRP: payment such as payroll, utility, pension, etc.				
	⑦ Cheque truncation: conversion of physical cheque to electronic image and digital data				
	⑧ MCH: Physical cheque clearing and settlement				
	By MPU	⑨ ATM transactions			
	⑩ Card/POS transactions				

CBM: Central Bank of Myanmar, MPU: Myanmar Payment Union, DVP: delivery versus payment, SPDC: simultaneous processing DVP and collateralization, CCT: customer credit transfer, LSF: liquidity saving features, ACH: automated clearing house, RRP: rapid retail payment, BRP: bulk retail payment, MCH: mechanized clearing house, ATM: automated teller machine, POS: point of sales, PSP: payment service provider

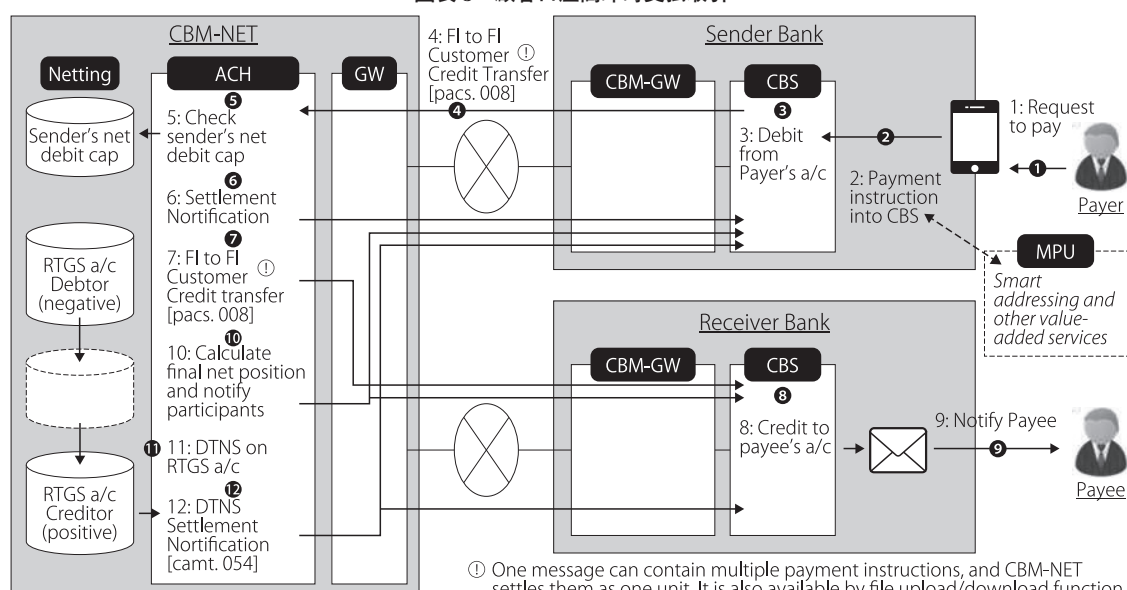
transfer) は、参加先金融機関に開設した顧客口座間の振替(送金)を中銀マネーを使い RTGS で決済するという処理である。決済リスクがないことから、大口(高額)の顧客送金等に向いていると言える。

- ⑤ 顧客口座間の即時支払(ACH RRP: Rapid retail payment) は、参加先金融機関に開設した顧客口座間の送金という意味では CCT と同じであるが、被仕向先顧客口座への着金のスピード、および業務時間外でもできるだけ長く(24/7⁽²⁾に近い形で) サービスを提供するというアペイラ

ビリティ、を共に重視し、中銀マネーによる決済を後回しにする時点決済(DTNS: designated time net settlement)を採用するという点が、CCT と異なる(図表 3 参照)。

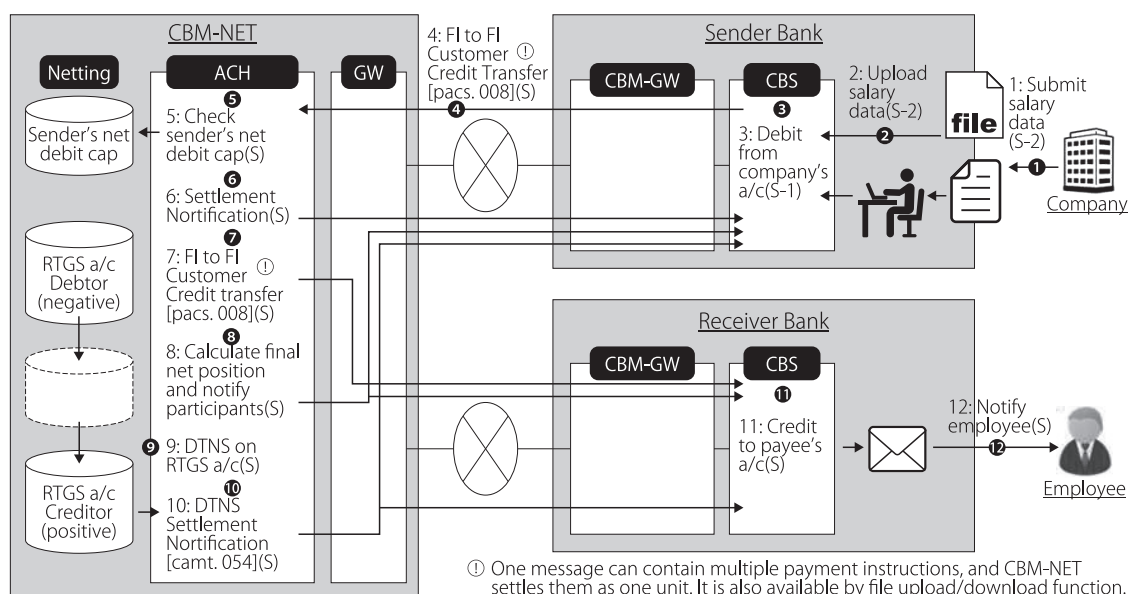
- ⑥ 大量一括取引(ACH BRP: Bulk retail payment) は、給与、年金、税、公共料金等の支払、取立等に利用するサービスで、例えば、給与振込の場合には、企業から参加先金融機関に支払データが一括して持込まれ、同金融機関はそのデータを CBM-NET に送信する。CBM-NET は、受け

図表 3 顧客口座間即時支払取引



Source: JICA

図表 4 大量一括取引（給与振込等）



Source: JICA

取ったデータを被仕向先金融機関毎に仕分けすると共に、ネットポジションを計算した後に、被仕向先金融機関に送り、同金融機関の顧客口座に入金されるという仕組みを考えている（図表 4 参照）。

- ⑦ 小切手イメージ処理（Cheque truncation）とは、物理的な小切手を持込銀行においてスキャナーで読み込み、イメージデータおよびデジタルデータとして取扱うことにより小切手を物理的に搬送することなく持出銀行に情報を伝達するとともに小切手に関する支払決済処理を効率化するものである。
- ⑧ MCH（mechanized clearing house）は、物理的な小切手を読取機（リーダー・ソーター）にかけ磁気インク文字を読取ることにより支払決済を行う処理である。
- ⑨ ATM（automated tellers machine）取引は、現金自動預け払い機による取引である。
- ⑩ Card/POS（point of sales）取引は、店舗における POS 端末からの取引である。

①当座預金口座入金・引落取引、②国債資金同時受渡取引、③当座預金口座振替取引は、参加先金融機関による大口取引であり、④顧客口座間の振込（送金）は、リテール取引であるが、いずれも一件毎に中銀マネーで安全に決済（RTGS）さ

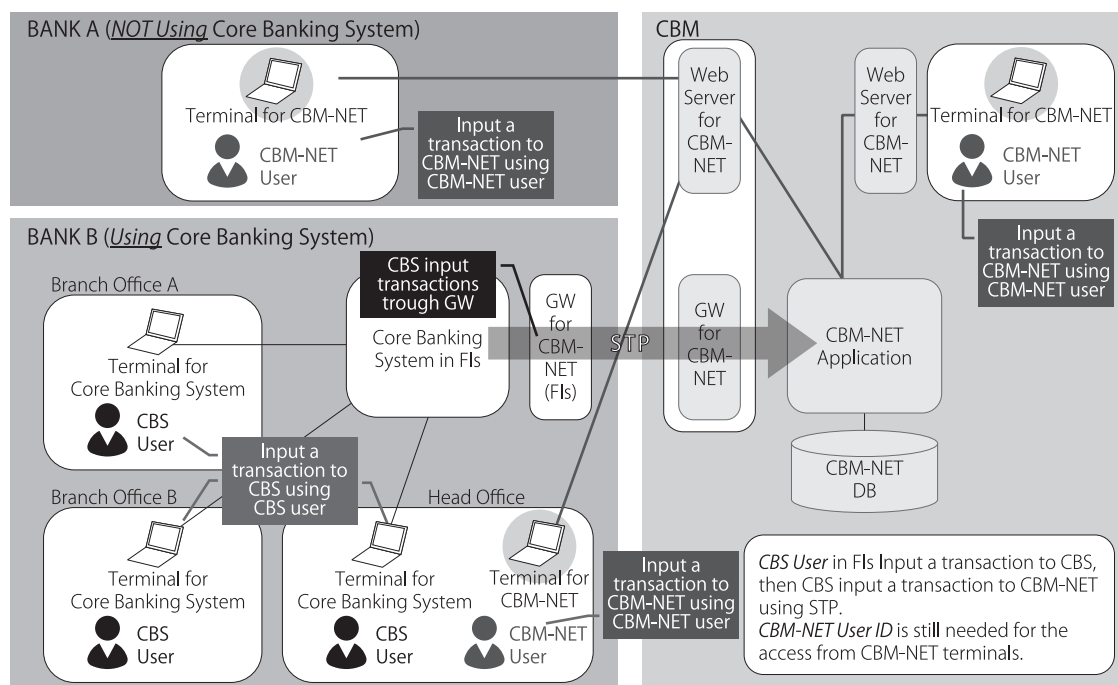
れるため、高額取引に向いていると言える。⑤の顧客口座間の即時支払、⑥大量一括取引（給与振込等）、⑦および⑧の小切手関連処理は、個々の取引を仕訳しネット処理後その結果（ネットポジション）を中銀マネーで時点決済（DTNS）している。以上は、ミャンマー中銀の支払決済システムで（CBM-NET）で処理される取引であるが、⑨の ATM および⑩の POS 取引は、ミャンマーペイメントユニオン（MPU）が提供するサービスであり、そのネットポジションを CBM-NET で時点決済している。なお、MPU は、国有銀行を含む 23 の銀行をメンバーとする株式会社である。

(3) 拡張計画により追加される主なサービス・機能の概要

a) 参加先金融機関のシステムとの直接接続

大手の参加先金融機関の多くがシステム化を進めており、ここ 1-2 年のうちに、その大半が、コアバンキングシステム（CBS）を整備することが展望されている。このような中、参加先金融機関との間のデータ授受を円滑に行うために、現在の端末からの入力に加え、CBM-NET とコアバンキングシステムを直接接続する方針。このシステム間の直接接続を STP（straight through

図表 5 参加先金融機関との直接接続



Source: JICA

processing) と呼んでいる。これにより、大手の金融機関は、大量の取引データ等を自動的に CBM-NET に送信することが可能となり、作業の効率化、誤入力の防止、といったメリットを享受できることになる。STP のイメージを図表 5 に示す。

b) 国際標準の採用

参加先金融機関と直接接続を行うためには、標準的な接続方法によりインターオペラビリティを確保することが重要となる。現状では、メンバー国内に、決済システムとして用いる標準的なメッセージが整備されていない事、また、ASEAN の金融統合、ASEAN+3 のクロスボーダー決済インフラフォーラム (CSIF) での域内決済システム接続 (CSD-RTGS リンケージ) の整備、など地域内での国際標準採用の動向、グローバル化の進展を受けた BOE、ECB、Fed、BOJ といった主要な中央銀行の方針などを勘案し、CBM-NET についても国際標準、特に ISO20022 を採用する方針。

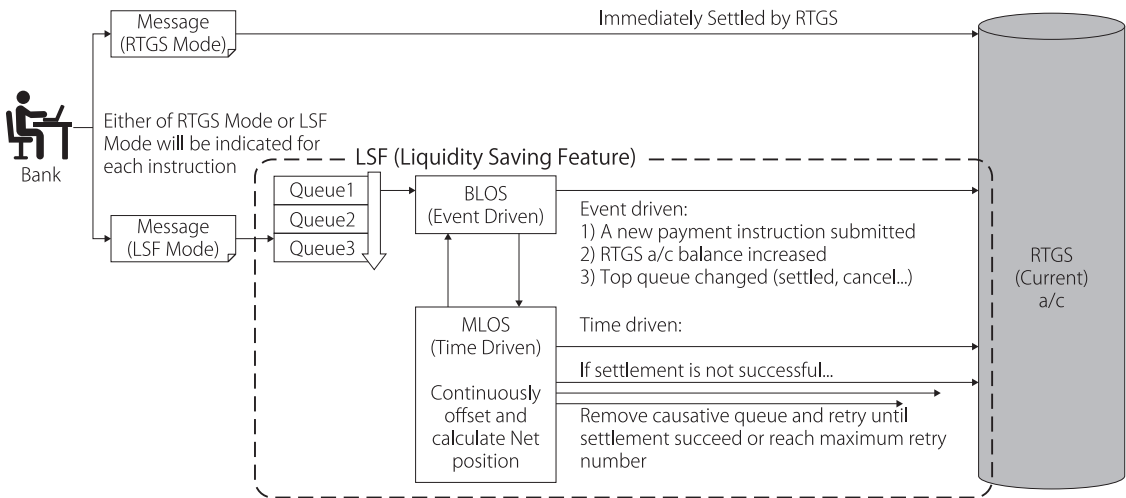
具体的には、既に採用している ① ISO 9362 (BICFI: Business Identifier Code for financial

institution identification) 金融機関識別コード、② ISO 6166 (ISIN: International Securities Identification Number) 国際証券コード、③ ISO 3166-1 国コード、④ ISO 4217 通貨コードに加え、⑤メッセージ標準である ISO20022 を採用。

c) 流動性節約機能及びキューイング

RTGS は、一件毎に資金手当てが必要なことから、流動性不足となるリスクがある。従って、多くの国で、流動性節約機能付きの RTGS が導入されている。CBM-NET で導入を予定している流動性節約機能は、日銀ネットに 2008 年に導入されたものと基本的な考え方は同じであり、また、元々はドイツブンデスバンクが同国の RTGS plus に 2001 年に導入したものを参考にしている。キューイングとは、振替依頼などの取引を決済するに際し、十分な口座残高が無い場合には、当該取引をキャンセルするのではなく、何らかの資金手当てができるまで (流動性が確保されるまで) 待ち行列 (キュー) で待機するというものである。この待ち行列で待機している取引をできるだけ少ない残高 (流動性) で決済できるようにする方法が流動性節約機能である。流動性節約

図表 6 流動性節約機能およびキューイング



Source: JICA

機能は、大きく分けてバイラテラルオフセティング（BLOS）とマルチラテラルオフセティング（MLOS）という2つの機能から成り立っている。BLOSとは、例えば新たな取引が入力された際に被仕向先金融機関の待ち行列の中に相互に相殺（オフセット）することにより、差額が残高以下となる取引を捜し、見つかった場合には、両者を合わせて決済するというものである。MLOSとは、一日数回、定刻に待ち行列中に残っている全ての取引のネットポジションを計算し、各参加先金融機関の当座預金口座残高と比較し全ての先で十分な残高がある場合には、同行列に残っている取引全てを同時に決済することになる。一方、もし、一先でも残高が不足する場合には、その原因となっている取引（優先取引では無く最も金額が大きなもの）を取り除き、再度、同様なプロセスを行うものである。

このように流動性節約機能とキューイングを導入することにより、「少ない残高（流動性）で殆どの取引の決済が比較的短時間に完了する」という利点が生まれる（図表6参照）。

d) 国債 DVP 同時担保受払

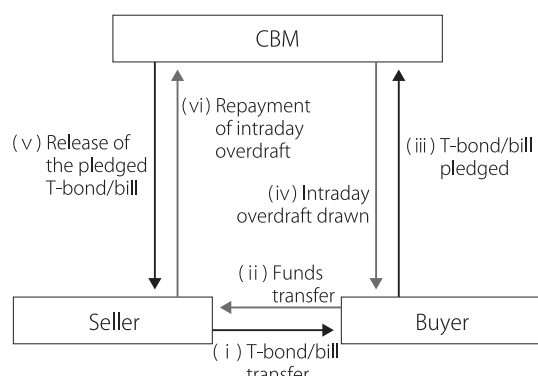
国債 DVP 同時担保受払（SPDC: simultaneous processing of DVP and collateralization）は、国債の買い手にとっては、資金がなくとも国債を買うことができるという利点を持つ。具体的に

は、購入する国債を担保として中央銀行に差出すことにより、日中流動性の供給を受け残高を確保し、売り手に国債の代金として支払うというものである。一方、売り手にとっては、中央銀行に担保として差出している国債も売却できるという利点がある。国債を売ることにより得るべき代金を使い、担保として差出している国債を買戻すことにより、同国債を買い手に届けるものである。また、これらの全ての処理を同時に行うことから決済リスク無しに国債の売買が完了する。このように SPDC は、資金のみならず国債の流動性向上に資する機能であり、国債の流通市場の活性化に貢献するものと期待される。因みに、日本では、国債売買取引の殆どが、SPDC を利用しており、2007-2008 年の GFC（global financial crisis）、所謂リーマンショックに際しても、市場に流動性を供給することにより SPDC が金融システムの安定に寄与したと言われている。SPDC の概要を図表7に示す。

e) 安全性、安定性の強化、特に被災時対応

CBM-NET は、ミャンマーの重要な金融市場インフラ（FMI）であることから、PFMI の基準を満たすことが望まれる。そのためには、PFMI 準拠を前提に企画、設計することが重要となる。まず情報セキュリティ面では、暗号化といった基本的なことについては、既に対応済みである

図表 7 国債 DVP 同時担保受払 (SPDC)



Source: BOJ modified by presenter

が、ユーザー認証については、今回ユーザー ID およびパスワードによるものに加え、USB トークンを導入し 2 要素認証を実現する。また、二重化については、メインセンターでのホットスタンバイに加え、約 360km 離れた場所にバックアップサイトを新設し、メインサイトが被災した際にも 2 時間以内の業務再開を目標に対応する方針である。

3. 課題と展望

(1) 新技術、新サービスへの対応

最近の世界的な動向として、携帯電話が普及しモバイルバンキング・ペイメント、モバイルマネー、QR コードペイメントといった新技術、新サービスが提案、実装され話題に上っている。ミャンマーにおいても携帯電話（スマートフォン）の普及は、目を見張るものがある。2012 年当時は、モバイルネットワークが未整備であったのが、現在では、KDDI が参画しているミャンマー最大手の MNO (mobile network operator) である MPT (Myanmar Post and Telecommunication) を始め、全ての MNO が既に最新の第 4 世代 (LTE) ネットワークサービスを提供し、また、SIM カードも 2012 年当時は、約 2000 米ドルと高額であったのが、現在では、1 米ドル程度で購入できるようになるなど、各携帯電話会社のサービスも先進国に匹敵するレベルとなりつつある。よって、携帯電話の普及率は、100% を超え、モバイルバンキング・ペイメントに係るサービスも急速に向上している。一方、前述

の通り、ACH RRP が実現すると、参加先金融機関にある顧客口座間の送金が被仕向先に即時に着金できるようになることから、QR コードを利用した支払の取引についても対応できるように議論を始めたところである。

なお、顧客口座間の即時支払に関しては、仕向銀行と被仕向銀行の間の中銀マネーによる決済が、送金後の時点決済となることから現金担保によるプレファンディングといったリスク管理対策が必要となる。

(2) 金融調節手段としての利用

2011 年の新憲法に基づく民政移管後に制定されたミャンマー中央銀行法 (2013) により CBM の独立性が大幅に強化されて以降、CBM はマネーサプライ (マネーストック) の量を目標とするマネタリーターゲット政策を導入している。例えば、デポジットオークションを公開市場操作の一つの手段として利用している。デポジットオークションとは金融機関が中銀に預ける短期 (主に 14、28、42 日) の定期預金で資金吸収の手段として用いられ、金利について入札するというもので、約 2 週間に 1 回の頻度で実施されている。また、CBM は参加先金融機関に対し国債を担保として資金を提供する貸出制度 (discount window) を有しており、現時点で貸出金利は 10% である。これは日本銀行でいう基準割引率および基準貸付利率 (旧公定歩合) に相当し、金利の誘導目標として上限の役割となっている。更に、CBM は各金融機関がもつ顧客の預金に対して預金準備率 5% を設定している。この所要準備額を CBM の当座預金口座に無利息で、定められた 4 週間平均で達成できるよう預け入れることとしている。以上の金融調節手段として、JICA が導入した CBM-NET のサブシステムが使われている。

ただ、ミャンマーでは、CBM が金融調節を行う上で、極めて重要なオーバーナイトレートを形成するインターバンク (コール) 市場が未発達である。また、債券市場の育成のため、JICA が IMF などと協力して国債発行にリオープンを導入するなど、債券の流動性向上に努めてきたものの、国債の流通市場を始め金融市場の育成は、引き続き重要な課題と言える。この点、証券取引委員

会への JICA 専門家の支援などによる資本市場の発展が展望され、また、保険業界への支援も始まり、機関投資家の育成も期待できるようになり、更には、現在検討されている CBM-NET 拡張計画で国債 DVP 同時担保受払なども国債流通市場育成に資することが期待されている。

一方、銀行券などの現金通貨の受払（銀行券要因）や、歳入歳出など財政資金の受払（財政要因）による資金の過不足は、金融機関等の間のコール取引だけでは、調整できず、この過不足を埋めることも金融調節の重要な機能である。このような市場育成と歩調を併せ、資金供給・吸収のためのオペレーションなど CBM の金融調節手段の整備も検討してゆくことが望まれる。なお、現金通貨および財政資金の受払については、国営銀行であるミャンマー経済銀行（MEB）も一部取り扱っており、現在、世銀の支援でコアバンキングシステムを整備しているところである。従って、金融政策面では、世銀や IMF といった他の国際機関との協力が重要な課題の一つと言える。

(3) ミャンマー金融市場のグローバル化

ミャンマーにおける銀行業務の発展には、目を見張るものがある。因みに、ミャンマーの 3 メガバンクと呼ばれる一位の KBZ 銀行、二位の AYA 銀行、三位の CB 銀行は、各々三井住友銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行と提携しており、日本の銀行が、ミャンマーの銀行業務の高度化に貢献していると言える。

ミャンマーの銀行の規模は、資産ベースで、第一位の KBZ 銀行でも 8000 億円程度、二位行、三位行では、3000 億円から 2000 億円程度と推定されている。これは、日本における信用金庫と同様の規模であり、また、ミャンマーには、国外への送金など幾つかの規制があるなどの課題も多く、グローバル化には、まだ時間がかかる可能性がある。一方、ASEAN では、ABIF（ASEAN Banking Integration Framework）などが進み、また、WC-PSS（Working Committee on Payment and Settlement System）では、域内 FMI の接続なども議論されている。更に、ASEAN+3 では、ABMI（Asian Bond Markets Initiative）の枠

組みの下、ABMF（ASEAN + 3 Bond Market Forum）および CSIF（Cross-border Settlement Infrastructure Forum）で、域内 FMI の標準化を通じ、決済システムを相互に接続する CSD-RTGS リンケージについて議論を進めている。具体的には、日本と香港との間で、日本国債と香港ドルの受け渡しについて、日銀ネットと香港 CHATS を直接接続し同時決済（クロスボーダー DVP）の実現を目指し準備を進めることが公表されている。また、中国と香港の間で、債券振替決済システムを直接接続することにより、香港から中国国内の人民元債を同時決済により安全で簡単に購入できるようになることも計画されている。CBM-NET の拡張計画が 2020 年の春頃に実現した暁には、CBM-NET のクロスボーダー接続も単なる夢ではなくなる可能性が出てきたと言える。実際、制度面、市場慣行面では、様々な課題があるものの、システムの的には、インターオペラビリティの高い国際標準を採用するなど国内外の関連システムとの接続を確保し、将来的なグローバル化にも対応できる仕様となっている。ミャンマーが ASEAN + 3 の一員として域内でのクロスボーダービジネスの展開に早期にキャッチアップすることが期待される。

4. おわりに

CBM-NET は、日銀ネットや全銀システムといった日本の支払決済インフラをモデルに企画した点も多い。日本の支払・決済システムは、これまで重大な障害を起こしたこともなく極めて安全で安定した稼働を続けており、また、単に決済システムというだけでなく、例えば日銀ネットは、金融調節など中銀業務遂行のためのインフラとしても機能している。更に、全銀システムは、世界中の如何なる支払システムにも先駆けリアルタイムペイメントを 40 年以上前から提供しているという高い評価を得ている。一方、日本の支払決済システムをモデルとした IT インフラは、これまでは、言語の問題や日本独自の仕様といったことから、日本以外で使われる機会は少なかった。今回、ミャンマーにおいて CBM-NET が評判良く受け入れられ実績を積むことができると、日

本モデルが他国、特に ASEAN 諸国でも採用される可能性が高まる。今後 ASEAN 金融統合や ASEAN+3 における CSD-RTGS リンケージといった域内決済システムの相互接続が進み、アジアの金融市場がより緊密に連携することが期待される。このような展開が予想される中、JICA 専門家チームも関係先と協力し、ミャンマーだけでなくアジアの金融市場の発展に少しでも貢献できるよう努力する所存である。

謝 辞

この場を借りて、ウーボーボーゲー副総裁、ドーミンミンチー理事、ドーカインシュエウ局長、ドーチーモーモーエィ課長、ドーピューピャー課長他、ミャンマー中銀の皆様の協力に心から謝意を表す。また、JICA 本部の澤田寛之氏、辻研介氏、斉藤ゆかり氏、藤原百々恵氏、館山丈太郎氏、および、JICA ミャンマー事務所の唐澤雅幸氏、坂井完氏、中村正行氏、そのご同僚の方々には、本件のコントロールタワーとして真摯なサポートを頂いた。JICA の和田義郎氏、河西裕之氏は、本案件を立上げ育てて下さった。財務省の高村泰夫氏、吉次淳泰氏、二宮悦郎氏、津久井秀和氏、姫野貴之氏からは、プロジェクトを進める上でご支援を頂いた。日本銀行の福本智之氏、柳井聡史氏、西垣裕氏からは、貴重なご助言を頂いた。全銀ネットの増田豊氏、千葉勇一氏、小池和佳子氏、尾室拓史氏からは、リテールペイメントについてご指南頂いた。在ミャンマー大使館の石丸直氏からご示唆およびご助言を頂いた。更に、三菱総研の中村尚氏、西岡寛氏、今関俊行氏、およびプロモントリー・ファイナンシャル・ジャパンの小泉映仁氏他ご同僚の方々には、本案件の企画を主にご担当下さった。斎藤佳宏氏を中心とする株式会社 NTT データおよび NTT データミャンマーの方々、石井裕仁氏他大和総研および DIR-ACE Technology (DAT) のの方々には、システム開発にご尽力いただいた。一橋大学の前原康宏氏、武田真彦氏、渡邊賢一郎氏には、金融政策につきご指南を受けた。最後になるが、石田護氏および大阪経済大学の高橋亘氏には、貴重なご助言を頂いた。皆様に、心から感謝申し上げる。

参考文献

- 「ミャンマー国、第二次ミャンマー中央銀行業務 ICT システム整備計画準備調査報告書（先行公開版）、2018 年、独立事業法人国際協力機構（JICA）、三菱総合研究所、プロモントリー・ファイナンシャル・ジャパン
- 「日銀ネット国債系と香港ドル即時クロス決済システムとの間のクロスボーダー DVP リンクの構築に向けた対応の開始について」2018 年、日本銀行
- 「アジア債券市場の発展と課題」2018 年、財務省財務総合研究所、フィナンシャル・レビュー、平成 30 年第一号、清水聡
- 「アジア・日本の成長と金融インフラ」2017 年、山岡浩巳、関税・外国為替等審議会 第 36 回外国為替等分科会 資料
- 「ASEAN+3 における債券決済の高度化 ～2020 年の更に先に向けた国際的な決済インフラ整備に向けて～」2016 年、NTT データ経営研究所、乾泰司、西原正浩、大橋慶
- 「ASEAN+3 諸国における CSD-RTGS リンクの実現」2015 年、ASEAN+3・クロスボーダー決済インフラ・フォーラム（CSIF）、アジア開発銀行、日本銀行仮訳
- 「アジアにおけるクロスボーダー決済インフラの整備と今後の展望」2014 年、機関紙「日立総研」、乾泰司
- 「域内決済インフラの構築に関する基本原則と今後の取組み」2014 年、ASEAN+3・クロスボーダー決済インフラ・フォーラム（CSIF）、アジア開発銀行、日本銀行仮訳
- 「ASEAN+3 Information on Transaction Flows and Settlement Infrastructures」2013 年、ASEAN+3 債券市場フォーラム・サブフォーラム 2、アジア開発銀行、河合真児、乾泰司
- 「ミャンマー国、ミャンマー中央銀行業務 ICT システム整備計画準備調査報告書」、2013 年、独立事業法人国際協力機構（JICA）、三菱総合研究所、Promontory Financial Group Global Services Japan
- 「Central Bank of Myanmar Law」2013 年、ミャンマー中央銀行
- 「Financial Institutions Law」2016 年、ミャンマー中央銀行
- 「Regulation on Mobile Financial Services」2016 年、ミャンマー中央銀行
- 「金融市場インフラのための原則」2012 年、BIS 支払決済システム委員会、証券監督者国際機構専門委員会（日本銀行仮訳）
- 外務省ウェブサイト
www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol93/index.html
- ミャンマー中央銀行ウェブサイト
www.cbm.gov.mm/content/national-payment-system-myanmar
- 財務省ウェブサイト
www.mof.go.jp/international_policy/convention/asean_plus_3/20170505.htm/
- 日本銀行ウェブサイト
www.boj.or.jp/paym/bojnet/crossborder/index.htm/
- JICA ウェブサイト
www.jica.go.jp/myanmar/